

地方議会議員年金制度検討会報告(H21.12.21)における各案の比較

		存続案		廃止案	【参考】市議会議長会の案	
		A案	B案			
考え方		<ul style="list-style-type: none"> 全体の公費負担率を毎年50%以内 未措置の市町村合併影響分の約7割を措置 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">※下線部:H23からH30まで 臨時的に率をかさ上げ</div>	<ul style="list-style-type: none"> 未措置の市町村合併影響分の全額を措置 市町村合併影響分以外は、「公費負担:議員負担=4:6」を基本 	<ul style="list-style-type: none"> 現職議員 <ul style="list-style-type: none"> 支給資格がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 年金と一時金(掛金総額の64%)の選択制 支給資格がない場合 <ul style="list-style-type: none"> 一時金(在職期間に応じ掛金総額の49~64%) ※いずれも退職後に給付 退職議員:年金支給を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ①存続案が望ましい <ul style="list-style-type: none"> 未措置の市町村合併影響分の全額を措置 合併影響分以外は、「公費負担:議員負担=5:5」を基本 ②廃止する場合 <ul style="list-style-type: none"> 支給資格のある現職議員が一時金を選択した場合の給付額は掛金総額の80% 	
市町村	給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	現状維持 ・高額所得者の支給停止強化	現状維持	
	収入	掛金	16%→17.5%(+1.5%) →16.5%(+0.5%) ←	16%→17%(+1%)	全 額	16%(変更なし)
		特別掛金	7.5%→13.5%(+6%) →9.5%(+2%) ←	7.5%→10%(+2.5%)		7.5%(変更なし)
		負担金	12%→14.5%(+2.5%) →13%(+1%) ←	12%→14%(+2%)		12%→16%(+4%) 【特別掛金分】7.5%(新設)
		激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→7.8%(+3.3%) →6.8%(+2.3%) ← ・期間を10年延長、漸減なし	4.5%→14%(+9.5%) ・期間を5年延長		4.5%→14%(+9.5%) ・期間を5年延長
	平均公費負担率 (今後約20年間)	49.9%	53.3% (最大 57.6% が11年間)	(100%)	60.1% (最大 63.6% が11年間)	
都道府県	給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	現状維持 ・高額所得者の支給停止強化	現状維持	
	収入	掛金	13%→13.5%(+0.5%)	13%→13.5%(+0.5%)	全 額	13%(変更なし)
		特別掛金	2%→2.5%(+0.5%)	2%→4%(+2%)		2%(変更なし)
		負担金	10%(変更なし)	10%→10.5%(+0.5%)		10%→13%(+3%) 【特別掛金分】2%(新設)
	公費負担率	40.6%	40.5%	(100%)	50%	

※市議会議長会の案の数値は存続案のもの